

質問第四二号

IOC総会における安倍総理の発言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十月二十三日

櫻井充

参議院議長 山崎正昭殿



## IOC総会における安倍総理の発言に関する質問主意書

二〇一三年九月七日、オリンピック招致を巡るIOC総会において、安倍総理は「フクシマについて、お案じの向きには、私から保証をいたします。東京には、いかなる悪影響にしろ、これまで及ぼしたことはなく、今後とも、及ぼすことはありません」という主旨の演説を行った。

しかし、二〇一一年三月二十三日、東京都水道局は、東京都葛飾区にある金町浄水場において乳児の飲用に関する国の基準の約二倍に当たる一キログラム当たり二百十ベクレルの放射性ヨウ素を検出したと発表した。その後、東京都は水道水で粉ミルクを溶かしたり、乳児に飲ませたりしないようにと呼びかけた。総理の説明についてどう理解すべきか不明な点があるため、以下質問する。

一 前文の「私から保証をいたします」について、具体的に何をどう保証するのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 前文の「いかなる悪影響」の定義を明らかにされたい。

三 金町浄水場において二百十ベクレルの放射性ヨウ素を検出したことは、東京に「悪影響」があったのではないか。「はい」又は「いいえ」で示されたい。また、そう判断した理由を明らかにされたい。

四 もし、「悪影響があった」場合は国際社会に対してどう説明をするのか、政府の見解を明らかにされた  
い。

五 二〇一四年十月十三日の東京新聞において、関東平野を流れる河川の東京湾河口付近で高濃度のセシウムによる汚染が検出されたという主旨の報道があった。東京湾河口付近及び東京湾におけるセシウムの汚染についてリスクは全くないのか、若しくはあるのか、明らかにされたい。

右質問する。